

【島村楽器の楽器レンタル】 レンタル中の修理と保証について

※2025年2月1日お申込分より適用

※2025年1月31日以前お申込分の【修理保証】のお客様負担額は一律 3,000円(非課税)となります。

■修理について

- ・ レンタル中の消耗、通常使用によるメンテナンス・修理の諸費用はお客様のご負担となります。
- ・ レンタル品のお預かり修理期間もレンタル料が発生します。お預かり修理期間中の代替品の貸し出しは行っておりません。

■保証について

- ・ レンタル後3ヵ月以内は通常使用による楽器の不具合があった場合（消耗品を除く）は保証対象として基本的に無償で交換または修理を行います。
- ・ 【修理保証】 レンタル期間中のレンタル楽器の破損（ぶつけた、落下、踏みつけ、過った取り扱い）などの不慮の事故の際は保証にて修理費用は弊社が負担します。但し、以下のお客様負担額がかかります。

修理費用	お客様負担額(非課税)
税込5万円未満	4,500円
税込5万円以上	9,500円

- ・ 対象になる範囲

保証の対象は楽器本体のみとなります。（弦楽器の弓は本体に含まれます）
本体に付属するアクセサリ類、消耗品は保証の対象外となります。
通常使用によるメンテナンス・修理の諸費用は補償されません。

- ・ 対象となる事項

1. 落下、火災、落雷、破裂・爆発
2. その他不測かつ突発的な事故による毀損、破損

- ・ 対象とならない事項

1. 利用者の故意、重大な過失、法令違反による損害、通常使用によるメンテナンスや修理案件
2. 置き忘れまたは紛失による損害、盗難
3. 水災、風災、雪災、地震、噴火、またはこれらによる津波による損害